



タンス株の特定口座への 預入れ、再開

制度調査部
齋藤 純

みなし取得費による預入れは不可

【要約】

2004 年末で終了した、いわゆるタンス株の特定口座への預入れが、一部見直しが行われた上で、本日(2005年4月1日)から再開される。

再開後のタンス株の取扱いでは、従来認められていたみなし取得費による預入れはできない。従って、今後タンス株を特定口座に預け入れる場合には、実際の取得価額が特定口座での取得価額となる。

タンス株の特定口座への預入れは、2009年5月31日まで可能である。

投資家が自分の手元で保管している上場株式等(いわゆるタンス株)の特定口座への預入期限は、2004年12月末で一旦終了した。ただし、2005年度税制改正により、タンス株の特定口座への預入れの特例は、一部見直され、本日(2005年4月1日)から再開される¹。

2005年4月以降は、みなし取得費²での特定口座への預入れを廃止、実際の取得日及び実際の取得価額に限定して特定口座への預入れが可能となる³。新しいタンス株の特例は、2005年4月1日から2009年5月31日まで適用される。

図表 タンス株の特定口座への預入れの改正

	旧特例	新特例
預け入れる株券の特定口座での取得価額	実際の取得価額 or みなし取得費	実際の取得価額
適用時期	～2004年12月末	2005年4月～2009年5月末

特定口座には、取得価額管理機能、譲渡損益計算機能、納税代行機能といった納税手続き上のメリットがあるが、特定口座に預けずに投資家自身が保管する場合、これらのメリットを受けることができず、投資家自身で確定申告を行わなければならない。現在でもタンス株のまま保有している投資家がいることなどから、預入期限の延長が要望されていたものである。

¹ 厳密には、タンス株の特定口座への預入れを規定している租税特別措置法施行令の改正をもって預入れ再開となる。本稿執筆時点では、同施行令の改正は公布されていないが、預入れの再開を見直すとの動きは出ていないため、予定通り再開されるものと思われる。

² 2001年10月1日の終値の80%相当額のこと。これまでタンス株を特定口座に預け入れる場合、実際の取得価額で特定口座に入れることは当然可能であったが、実際の取得価額が不明な場合には、みなし取得費で特定口座に入れることも可能であった。

³ タンス株の特定口座への預入れに関してみなし取得費の利用が制限された背景には、破綻した企業の株式を利用した租税回避的取引が、一部で横行したことがとされている。

株券のペーパーレス化にも対応

株券のペーパーレス化が予定されているが、このこともタンス株の特定口座への預入れが再開されることと無関係ではない。

株券がペーパーレス化された場合、株券は無効となる。ペーパーレス化に際しては、証券保管振替機構に預託している株券については、新しくスタートする「株式振替決済制度（仮称）」に振り替えられるため、株主の権利は保全される⁴。現在、特定口座に株券を預け入れる場合は、原則として証券保管振替機構に預託することとなっているため、タンス株を特定口座に預ければ、納税手続きの問題とともに、株券ペーパーレス化に関する問題も解消されるわけである。

株券のペーパーレス化は、上場会社等の株券については、2009 年に一斉に移行となる可能性が高い⁵。タンス株に関する新制度の適用期限が、2009 年 5 月末までとされているのはそのためである。

⁴ タンス株のように、ペーパーレス化移行前に証券保管振替機構に預託していない株券については、発行会社が、株主名簿に基づいて、信託銀行などに開設する株主のための特別口座で管理されることとなる。このため、タンス株として保有している株券でも、名義書換を行っていれば基本的には株主の権利は保全される。しかし、名義書換を行っていないタンス株は、株主名簿上の名義株主のための特別口座が開設されるため、株主としての権利を保全するためには、発行会社に請求を行うなど手続きが必要となる。

⁵ 2004 年 6 月 2 日に成立した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」では、上場・公開会社の株券は、法律公布(2004 年 6 月 9 日)から 5 年以内の政令で定める日に一斉にペーパーレスに移行することとされている。